

(別 紙)

諮問番号：平成30年9月4日付け目教政第1612号

## 答申書（要約）

### 1. 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区個人情報保護条例第22条に基づき自己情報の開示請求を行い、目黒区教育委員会（以下、「実施機関」という）の不開示決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が平成30年9月4日付けで行った諮問（目教政第1612号）に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである（期日は、その文書日付であることを示す）。

平成30年3月28日 審査請求人が実施機関に対し、自己情報の開示を請求

同年4月11日 実施機関が不開示決定を通知

同年7月17日 審査請求人が上記決定につき、実施機関に審査請求

同年9月4日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問

同年9月21日 本件諮問の審議

同年10月1日 審査請求人が当審査会に弁明書に対する反論書を提出

同年10月19日 本件諮問の審議

同年11月30日 実施機関の意見聴取、本件諮問の審議

同年12月21日 本件諮問の審議

平成31年1月25日 本件諮問の審議

同年2月25日 本件諮問の審議

同年3月4日 本件諮問の審議

同年4月23日 本件諮問の審議

令和元年5月28日 審査請求人の意見聴取、本件諮問の審議

同年6月25日 本件諮問の審議

同年7月19日 本件諮問の審議

同年9月27日 本件諮問の審議

同年10月18日 本件諮問の審議

### 2. 当事者の主張

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、上記決定につき実施機関に審査請求を行い、審査請求に係る処分の取り

消しと自己の「在学中における存在するすべての資料・日誌の再精査」を求めている。

## (2) 実施機関の主張

審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人の学校在籍中における情報であるが、審査請求人に係る自己情報は不存在として不開示の決定を行ったものである。

## 3. 当審査会の判断

本件は、個人情報保護条例 22 条に基づく自己情報開示請求に関し、開示請求対象文書の存否が争われている事案である。請求対象の公文書が不存在であるかどうかについて当審査会が判断するに際しては、実施機関が不存在であると主張するだけで不存在であると認めることはできず、対象公文書の不存在の主張に合理的理由があるかどうかを検討する必要がある。その際、裁判所とは異なり、当審査会には公文書の存否を直接に調査する権限や文書提出命令権限などがないため、実施機関の主張が合理的かどうかを判断するためには、対象公文書を作成しないことや廃棄したことなどについて、関連法令や関係者の証言などに基づき判断することになる。

本件の場合、審査請求人により開示請求されている文書のうち、学校行事の看護記録は教育委員会ではなく学校保管文書であり、「目黒区立学校文書保存年限設定の基準」の設定について（昭和 61 年 4 月 1 日、目教学庶第 27 号）において、校外生活指導に関するもので軽易なものの保存年限は 1 年とされていることから、開示請求時点（2018（平 30）年 3 月 28 日）で保存年限を過ぎているため、廃棄されて不存在であるとの主張は合理的であるといえる。

他方、上記以外の文書は関連する法令や施行規則上、いずれも保存年限を経過していない。そこで当審査会は、教育委員会を通じて、審査請求人及び補佐人の請求に係る文書の不存在が合理的であるかどうかの調査を行った。具体的には、反論書に記載がある関係者や、開示請求対象文書に直接ないし間接に係る可能性があると思われる関係者に対して、質問事項を特定して問い合わせを行った。それをインカメラ方式（審査会委員による非公開審理であり、また各回答は個人を特定できる個人識別情報であることから、回答の具体的内容をここに記載することはできない）で検討した結果、当審査会は不存在とされる公文書が作成されるべきであったと推認できる有意な情報を確認することはできなかった。

なお、当審査会が、審査請求人及び補佐人が主張する本件請求の背景をなす諸事実について調査する権限は限られている。以上の結論は、審査請求の対象とされた公文書の不存在が不合理であると思われる理由を回答の中に見出すことができなかったことによる。

## 4. 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

2019年（令和元年）10月28日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島徹

副会長 江島晶子

委 員 卷美矢紀